

有料職業紹介事業に関する  
個人情報適正管理規定および取扱要項

令和5年5月1日

盛岡市志家町6番1号IBC放送会館  
株式会社アイビーシー・ソフトアルファ

## 有料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規定

### (目的)

第1条 本規定は、職業安定法第4条9項及び第5条の4に基づき、有料職業紹介事業における個人情報の取扱いを定める。

第2条 職業紹介責任者は本規定を遵守し、求職者の個人情報の適正な管理に努めなければならない。

### (管理)

第3条 会社は求職者の個人情報を取扱う部署をシステム本部システム二部(職業紹介事業担当)とし、個人情報取扱者は職業紹介責任者とする。

### (教育)

第4条 職業紹介責任者は個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう常に努めることとする。

第5条 職業紹介責任者は、5年に1回職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

### (情報の開示・訂正)

第6条 職業紹介責任者は求職者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、本人が有する資格・職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。

第7条 職業紹介責任者は、派遣労働者から本人の個人情報について訂正(削除を含む、以下同じ)の請求があった場合は当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うことができる。

### (求職者への周知)

第8条 職業紹介責任者は、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて求職者への周知に努めることとする。

### (苦情処理)

第9条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係わる本人からの苦情の申し出があった場合、職業紹介責任者は誠意を持って適切に処理することとする。

(秘密遵守)

第10条 求職者等の個人情報を取扱う者は、正当な理由がある場合を除いて、その業務上取扱ったことについて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(取扱要項)

第11条 本規定の取扱要項は別途定める。

平成15年2月5日制定・施行

平成16年9月1日 一部改訂

平成19年6月8日 一部改訂

平成24年8月24日 一部改訂

平成25年8月1日 一部改訂

平成26年6月6日 一部改訂

## 有料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規定取扱要項

1. 有料職業紹介事業に関する個人情報は常に所定の場所に保管し、適正に管理する。
2. 管理規定第3条による以外の部署・社員及び関係者が求職者の個人情報を取扱うときは、職業紹介責任者の承認を得るものとする。
3. 個人情報の保管は、当該紹介業務終了後2年間とする。
4. 2年間経過した個人情報は、適正に処理を行うものとする。
5. 管理規定第3条による個人情報の取扱者は、下記の通りとする。

・職業紹介元事業主	代表取締役社長	成島 信夫
・職業紹介元責任者	事業本部 派遣事業部	部長 古谷 広行

平成15年2月5日制定・施行  
平成16年9月1日 一部改訂  
平成19年6月8日 一部改訂  
平成24年8月24日 一部改訂  
平成25年8月1日 一部改訂  
平成26年6月6日 一部改訂  
平成28年6月16日 一部改訂  
令和3年4月16日 一部改訂  
令和3年7月1日 一部改訂  
令和5年5月1日 一部改訂